

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

厚沢部町立厚沢部小学校 令和4年4月1日現在

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

① いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは?

- ・一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- ・心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)
- ・行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースは「いじめ」にあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・ いじめが「解消している」状態とは、
①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

②「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

<p>厚沢部小学校 いじめ防止基本方針 (概要)</p>	<ol style="list-style-type: none">児童の様子を担任をはじめ多くの教職員で見守り、ささいな兆候であっても気付いたことを児童理解研修の場で共有する。様子に変化が感じられる児童には、教職員から積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたらせる。年間二度のアンケート調査を行い児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、共に解決していくこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。「いじめの早期発見」のためのチェックリストを作成・共有し、毎週水曜日、16:15-16:30に生徒指導交流会を実施する。いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明示する。
<p>厚沢部小学校 いじめ対策組織の役割や活動</p>	<p>校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、主幹教諭、教改部、生向部、養護教諭とする。また、必要に応じて、児童福祉司、保健師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家等を加え、実効的ないじめ問題の解決に資する。</p> <p>「いじめ防止委員会」は、いじめを確認した場合は、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。</p> <p>また、厚沢部町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に即して町教育委員会及び檜山教育局に指導・助言を求める。</p>

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。

また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の厚沢部小学校のいじめ対策組織担当は、生活力向上部です。

連絡先0139-64-3042(学校代表電話)